

開示請求等手続について

当金庫は、個人情報の保護に関する法律第 24 条 2 項、第 25 条、第 26 条 1 項、ならびに第 27 条 1 項および 2 項に基づき（以下、これらの手続きを総称して「開示請求等手続」といいます。）、ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等手続に対応いたします。なお、法第 24 条 2 項に基づき利用目的の通知をご希望される場合、及び、法第 27 条 1 項および 2 項に基づき保有個人データの利用停止等をお申し出の場合は、最寄りの本支店にお申し出下さい。

(1) 開示請求等手続の対象となる保有個人データの項目

氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先（勤務先名または職業・電話番号）、取引残高（科目、口座番号、残高）、取引の履歴に関する情報 等

(2) 開示請求等手続の受付窓口

- ① 営業店窓口
- ② 郵送でご依頼いただく場合は、下記宛に、所定の依頼書に必要書類を添付の上、ご郵送下さい。

〒917-8601 福井県小浜市大手町 9-20
小浜信用金庫 リスク管理室

(3) ご提出いただくもの

- ① 個人情報開示依頼書（法第 25 条に基づく開示請求の場合）
- ② 個人情報訂正・追加・削除依頼書（法第 26 条 1 項に基づく訂正追加削除の場合）
- ③ 本人確認のための書類（運転免許証やパスポート等の写し 1 点）
- ④ 法定代理人による開示請求等の場合は、上記に加え代理権があることを確認するための書類、及び代理人の本人確認のための書類

(4) 手数料

法第 25 条に基づく開示請求の場合は、口座振替等により、当金庫所定の手数料をいただきます。

開示を依頼する情報	手数料（消費税込）	
基本項目（氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先、口座番号）	左記一括	525 円
取引残高（科目、口座番号、残高）	1 通	525 円
取引の履歴に関する情報	1 ヶ月分	525 円
上記以外の情報	1 項目毎	3,150 円

（注）訂正・利用停止・削除請求の場合は、発生した実費をいただきます。

(5) 回答方法

ご依頼いただいた当金庫支店もしくは営業部でお渡しする方法、または、ご本人よりお届けいただいた住所宛にご郵送する方法のいずれかご希望の方法により、遅滞なく書面にて回答いたします。なお、代理人によるご依頼の場合であっても、ご本人に直接回答することがございますので、予めご了承願います。

(6) 開示請求等手続に関して取得した個人情報の利用目的

開示請求等手続により当金庫が取得した個人情報は、当該手続のための調査、ご本人ならびに代理人の本人確認、手数料の徴収、および当該開示請求等に対する回答に利用いたします。

(7) 開示しない場合のお取り扱いについて

次に定める場合は、開示いたし兼ねますので、予めご了承願います。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付して通知申し上げます。また、開示しなかった場合についても、所定の手数料を頂きます。

- ① ご本人の確認ができない場合
- ② 代理人によるご依頼に際して、代理権が確認できない場合
- ③ 所定の依頼書類に不備があった場合
- ④ 所定の期間内に手数料のお支払いがない場合
- ⑤ ご依頼のあった情報項目が、保有個人データに該当しない場合
- ⑥ 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ⑦ 当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑧ 他の法令に違反することとなる場合